

厚生労働大臣の定める掲示事項

(2026年4月1日現在)

I 入院基本料に関する事項

療養病棟入院基本料1（西棟2階）

当病棟では1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

また、1日に8人以上の看護補助者（介護職員・看護助手）が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は13名以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は13名以内です。
- ・夕方16時30分～深夜00時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は25名以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は50名以内です。
- ・深夜00時30分～朝8時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は25名以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は50名以内です。

障害者施設等入院基本料（西棟3階）

当病棟では1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

- ・朝8時30分～夕方16時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は5名以内です
- ・夕方16時30分～深夜00時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は25名以内です。
- ・深夜00時30分～朝8時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は25名以内です。

地域包括ケア病棟入院料1（東棟2階）

当病棟では1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

また、1日に5人以上の看護補助者（介護職員・看護助手）が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は8名以内です
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は13名以内です。
- ・夕方16時30分～深夜00時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は19名以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は38名以内です。
- ・深夜00時30分～朝8時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は19名以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は38名以内です。

療養病棟入院基本料1（東棟3・4階）

当病棟では1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

また、1日に9人以上の看護補助者（介護職員・看護助手）が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は12名以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は12名以内です。
- ・夕方16時30分～深夜00時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は30名以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は30名以内です。

